

（休日になるときは翌日）
三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則
- 鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則
- ◇告示 県道路線の認定
- 豚の移入禁止区域の指定

規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県規則第八号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を
改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥
取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「田」を「田」に改め、「園」を「園」の次に「
田毛糸編物料」を加える。

第六条中「二十五」を「三十」に改める。

第十一条中「地方事務所長又は」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一
日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部改正
- 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- 鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則
- 鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則
- ◇告示 県道路線の認定
- 豚の移入禁止区域の指定

規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第八号

鳥取県身体障害者更生指導所規程の一部を

改正する規則

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「田」を「改」に改め、「四」を「工」に改め、「田毛糸編物料」を加える。

第六条中「二十五」を「三十」に改める。
第十一条中「地方事務所長又は」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤

茂

鳥取県規則第九号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二の中(四)「削除」を(六)「鳥取県林業改良指導員資格試験に基づく手数料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則

定 規 則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条、昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条例」とする。の施行及び森林法施行令(昭和二十六

年政令第二百七十六号。以下「令」という。)第十条第四号の規定による知事の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の認定)

第二条 条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、条例第四条第四号に該当すると認めるときは、その者に受験資格認定書(様式第三号)を交付する。(受験願書等)

(受験願書等)

第三条 試験を受けようとする者は、受験願書(様式第四号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書

三 条例第四条第二号又は第三号に該当する者にあつては、同条第二号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者であることを証明する書類(様式第五号)

四 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験票(様式第六号)を交付する。

(合格証書の様式)

第四条 条例第六条第一項の規定による合格証書は様式第七号による。

(受験手数料の納付)

第五条 条例第八条第一項の規定による受験手数料は、受験願書に相当額の鳥取県収入証紙をはつて納付しなければならない。

(任用資格の認定)

第六条 令第十条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、任用資格認定申請書(様式第八号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

三 申請者が令第十条第四号に係る者であることを証明する書類

四 写真(第三条第一項第四号の場合に準ずるもの)

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その者が令第十条第一号から第三号までに掲げる者と同等の学識及び経験を有すると認めるときは、任用資格認定書(様式第九号)を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表第一の二の中内「削除」を内「鳥取県林業改良指導員資格試験に基づく手数料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十号

鳥取県林業改良指導員資格試験及び資格認定規則

定規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条例」とする。)の施行及び森林法施行令(昭和二十六年

四月二十七日)の施行及び森林法施行令(昭和二十六年

格認定書

三 条例第四条第二号又は第三号に該当する者にあつては、同条第二号イ又はロの職務に従事した期間につき、受験資格を有する者を証明する書類(様式第五号)

四 写真(最近六箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を目署すること。)

2 知事は、前項の受験願書を受理したときは、受験票(様式第六号)を交付する。

(合格証書の様式)

第四条 条例第六条第一項の規定による合格証書は様式第七号による。

(受験手数料の納付)

第五条 条例第八条第一項の規定による受験手数料は、受験願書に相当額の鳥取県収入証紙をはつて納付しなければならぬ。

年政令第二百七十六号。以下「令」という。)第十条第四号の規定による知事の認定に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の認定)

第二条 条例第四条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書(様式第一号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、条例第四条第四号に該当すると認めるときは、その者に受験資格認定書(様式第三号)を交付する。

(受験願書等)

第三条 試験を受けようとする者は、受験願書(様式第四号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

第六条 令第十条第四号の規定による知事の認定を受けようとする者は、任用資格認定申請書(様式第八号)に次の各号に掲げる書類及び写真を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書(様式第二号)

二 最終学校卒業証明書

三 申請者が令第十条第四号に係る者であることを証明する書類

四 写真(第三条第一項第四号の場合に準ずるもの)
2 知事は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、その者が、令第十条第一号から第三号までに掲げる者と同等の学識及び経歴を有すると認めるときは、任用資格認定書(様式第九号)を交付する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号(日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍
現住所

(ふりがな)
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることを認定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右

氏

名 印

鳥取県知事

殿

様式第三号

受験資格認定書

本籍

現住所

(ふりがな)
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験の受験資格を有する者であることを認定する。

年 月 日

鳥取県知事氏

名 印

様式第二号

履歴書

本籍
現住所

(ふりがな)
氏

年 月 日生

学歴

卒業年次 学校名及び専攻科目 所在地

職歴

勤務期間 勤務場所 職名 業務内容

至自	至自	至自	至自	至自	至自
年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日

賞罰

右のとおり相違ありません

年 月 日

右

氏

名 印

様式第四号(日本標準規格B5)

受験願書

収入証紙
ちよう付らん

本籍

現住所

(ふりがな)
氏

年 月 日生

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右

氏

名 印

様式第五号

職歴証明書

(ふりがな) 氏

年 月 日生 名

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 一 普及、指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年 月 日

所屬長職名 氏

名 印

様式第六号

林業改良指導員資格試験受験票

氏 名

年 月 日生

一 受験番号 第 号

二 受験日時 年 月 日 午前(後) 時 分から 試験名

年 月 日 午前(後) 時 分から 試験名

三 受験場所 市郡町村場所名

年 月 日

鳥取県知事 氏

名 印

様式第七号

第 号

合 格 証 書

本 籍

現住所

氏 名

年 月 日生

林業改良指導員資格試験に合格したことを証する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 印

様式第八号(日本標準規格B5)

任用資格認定申請書

本 籍

現住所

(ふりがな) 氏

年 月 日生 名

林業改良指導員に任用される資格の認定を受けた

ので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

右

氏 名 印

鳥取県知事 殿

様式第九号

任用資格認定書

本籍
現住所

氏名
年月日生

林業改良指導員に任用される資格があることを認定する。

年月日

鳥取県知事氏 名 印

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則をここに公布する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十一号

鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)第九条の規定による鳥取県林業改良指導員資格試験審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 委員会は、委員六人をもつて組織する。

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、一年とし再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前

任者の残任期間とする。

(会長)

第三条 会長は、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数によつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第五条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、会長が委員会にはかつて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の改正)

2 鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十七条中

林務課 鳥取県森 林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に對する重要事項に對する答申及び關係行政に對する建議に關する事務
---------------------	---

林務課 鳥取県森 林審議会	森林法第六十八条第二項の規定による森林に對する重要事項に對する答申及び關係行政に對する建議に關する事務
---------------------	---

林務課 鳥取県森 林審議会	鳥取県林業改良指導員資格試験条例第九條第三項の試験成績の判定及びその結果の答申等に關する事務
---------------------	--

を
に改める。

32	31	30	29	28	27	26	25	24	20	19
関由	倉如	米金	米溝	大山口	船赤	後藤	鳥取	網代	船名	上井
良線	原線	屋谷	口天	山口	上車	子港	山取	代港	上和	井合
東伯郡	倉吉	日野郡	日野郡	西伯郡	東伯郡	米子市	鳥取市	岩美郡	西伯郡	倉吉市
良町	吉市	溝口町	溝口町	大山町	赤碓町	米子港	鳥取港	岩美町	名和町	上井町
倉吉	東伯郡	岸本町	西伯郡	大山町	赤碓町	後藤町	湖山町	岩美町	西伯郡	東伯郡
大栄町	関金町	仙本町	会見町	山口町	赤碓町	後藤町	湖山町	岩美町	中山町	羽合町
境港線	米子港線	泊港線	泊港線	鳥取港線	鳥取港線	江倉北線	燕島線	福頼市山線	吉和線	吉和線
境港市境港	米子市米子港	東伯郡泊村	東伯郡泊村	鳥取市鳥取港	鳥取市鳥取港	倉吉市	岩美郡岩美町	西伯郡大山町	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
主米子境線接合点	米子市茶町	米子市米子港	米子市米子港	鳥取市鳥取港	鳥取市鳥取港	岩美郡岩美町	岩美郡岩美町	西伯郡大山町	西伯郡岸本町	西伯郡岸本町
(境港市上道町)	(米子市茶町)	(米子市米子港)	(米子市米子港)	(鳥取市安長)	(鳥取市安長)	(岩美郡岩美町)	(岩美郡岩美町)	(西伯郡大山町)	(西伯郡岸本町)	(西伯郡岸本町)

告示

鳥取県告示第百八十八号

県道路線認定に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基き、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

整理番号	路線名	終起	点	重要な経過地
1	鳥取府線	鳥取市	岩美郡国府町	東伯郡大栄町
2	東倉吉線	倉吉市	東伯郡東伯町	同郡由良町
3	高野線	高野町	高野町	八頭郡河原町
4	家野線	八頭郡家野町	八頭郡家野町	鳥取市
5	若船岡線	八頭郡若船岡町	八頭郡若船岡町	八頭郡丹比村
6	三朝線	東伯郡三朝町	東伯郡三朝町	八頭郡丹比村
7	赤碓口線	赤碓町	赤碓町	西伯郡中山町
8	淀江線	西伯郡淀江町	西伯郡淀江町	西伯郡中山町
9	西伯雨線	西伯町	西伯町	西伯郡中山町
18	丹比停車場線	八頭郡丹比村	丹比停車場	八頭郡家野町

44 岩美停車場線
 (一) 岩美郡岩美町岩美停車場
 (一) 岩美郡岩美町
 岩美郡気高町宝木停車場
 (一) 岩美郡気高町
 (一) 岩美郡気高町
 浜村停車場
 (一) 岩美郡気高町
 (一) 岩美郡気高町
 青谷町青谷停車場
 (一) 岩美郡青谷町
 (一) 岩美郡青谷町
 東伯郡泊村泊停車場
 (一) 岩美郡泊村
 (一) 岩美郡泊村
 由良町由良停車場
 (一) 岩美郡由良町
 (一) 岩美郡由良町
 東伯郡浦安停車場
 (一) 岩美郡浦安町
 (一) 岩美郡浦安町

51 下市停車場線
 (一) 西伯郡中山町下市停車場
 (一) 西伯郡中山町
 名和町名和停車場
 (一) 西伯郡名和町
 (一) 西伯郡名和町
 大山町大山口停車場
 (一) 西伯郡大山町
 (一) 西伯郡大山町
 淀江町淀江停車場
 (一) 西伯郡淀江町
 (一) 西伯郡淀江町
 八頭郡那家町那家停車場
 (一) 八頭郡那家町
 (一) 八頭郡那家町
 用ヶ瀬町用ヶ瀬停車場
 (一) 西伯郡用ヶ瀬町
 (一) 西伯郡用ヶ瀬町
 八頭郡八東停車場
 (一) 八頭郡八東町
 (一) 八頭郡八東町

58 若桜停車場線
 (一) 八頭郡若桜町若桜停車場
 (一) 八頭郡若桜町
 (一) 八頭郡若桜町
 倉吉市西倉吉停車場
 (一) 倉吉市
 (一) 倉吉市
 米子市大篠津停車場
 (一) 米子市
 (一) 米子市
 境港市境港停車場
 (一) 境港市
 (一) 境港市
 日野郡溝口町伯耆溝口停車場
 (一) 日野郡溝口町
 (一) 日野郡溝口町
 鳥取市湖山停車場
 (一) 鳥取市
 (一) 鳥取市
 主鳥取鹿野倉吉線接合点
 (一) 鳥取市布勢
 (一) 鳥取市布勢
 気高郡気高町宝木停車場
 (一) 気高郡気高町
 (一) 気高郡気高町
 主鳥取鹿野倉吉線接合点
 (一) 気高郡気高町大字上光
 (一) 気高郡気高町大字上光

65 伯耆大山停車場
 (一) 米子市伯耆大山停車場
 (一) 米子市伯耆大山停車場
 日吉津線
 (一) 西伯郡日吉津村大字日吉津
 (一) 西伯郡日吉津村
 鳥取砂丘線
 (一) 鳥取市
 (一) 鳥取市
 樗谿神社線
 (一) 東伯郡東郷湖(羽合町)
 (一) 東伯郡東郷湖
 (一) 東伯郡東郷湖
 東郷湖線
 (一) 東伯郡東郷湖
 (一) 東伯郡東郷湖
 小鹿溪線
 (一) 東伯郡三朝町
 (一) 東伯郡三朝町
 岩美郡府町大字下木原
 (一) 岩美郡府町
 (一) 岩美郡府町
 福部取線
 (一) 福部市
 (一) 福部市
 池谷停車場線
 (一) 福部市
 (一) 福部市

110	109	108	107	106	103	102	101	100	99	98	97
淀本	樋東	加皆	車皆	米境	倉木	上菅	由福	倉中	大法	穴津	北福
	福	茂			地	小鴨停車場		津			
江宮線	口原線	町生線	尾生線	子渡線	山倉線	原倉線	永良線	吉原線	榮萬線	沢原線	糸光線
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
西伯郡淀江町大字淀江	夜見町大字樋口	東福原	加茂町	米子市皆生	東伯郡三朝町大字木地山	倉吉市菅原	東伯郡東伯町大字福永	倉吉市	東伯郡東伯町大字法万	倉吉市津原	倉吉市福光

125	124	123	122	120	118	115	113	112	111
土師	国英	八橋	福部停車場線	猪ノ子原線	矢笠戸線	上石見停車場	溝坂線	白滝線	江大府山線
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
(八頭郡智頭町)	(二国岡山鳥取線接合点)	(八頭郡河原町)	(岩美郡福部村)	福部村大字石見停車場	伯南町大字矢笠戸	石見村大字上石見	溝口町	日野郡溝口町大字白滝	日野郡江府町

84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73
曳小	渡鷹	大麻	郡谷	国津	片田	鳥西	松矢	伏金	徳安	古高	鳥長
田屋線	木符線	坪生線	家線	府井線	原島線	鳥取停車場	原嬌線	野沢線	尾藏線	海路線	取谷線
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
河原町大字北村字柚小屋	河原町大字渡一木	用ヶ瀬町大字鷹狩	八頭郡家町大字麻生	八頭郡家町	岩美郡津ノ井村	片田島	鳥取停車場	伏野	徳安	古海	鳥取市長谷

96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85
浦野井倉線	岡森田線	倉吉停車場線	北上井線	羽長和田線	田上浅津線	青田畑線	青小畑線	氣鷲高峰線	智鷹狩板井原線	船橋岡谷線	智才頭代線
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
東伯郡東伯町大字野井倉	岡田	倉吉停車場	東伯郡北条町	羽合町	羽合町大字上浅津	東伯郡東郷町大字畑	青谷町大字小畑	氣高郡鹿野町大字鷲峰	智頭町	船岡町大字船岡	八頭郡八頭村大字才代

154	153	152	151	150	149	148	147	146	145	144	143
杉古	上大	岡仙	上巖	大本	藤宮	鹿矢	釜八	高本	用中	米河	津久
下長	田立	田隱	灘城	瀬泉	津内	野口	口市	福鹿	瀬内	河原	井末
東伯郡東伯町大字杉下	大立上福田	北谷字仙隱岡田	倉吉市巖城上灘	三朝町大字本泉大字大瀬	東伯郡東郷町大字宮内大字藤津	気高郡気高町大字下坂本字矢口鹿野町	大字釜口	河原町大字高福	河原町大字中井用ヶ瀬町	八頭郡郡家町大字米岡河原停車場	岩美郡津ノ井村久末

166	165	164	163	162	161	160	159	158	157	156	155
羽長	隼西	正奥	渡余	後西	米福	妻中	淀末	名名	西旧	植羽	赤下
合江	停車場御門線	寺谷	子停車場線	後藤停車場原線	成子線	高木線	長江線	和停車場線	奈和坪線	井松線	見碓線
東伯郡東郷町大字長江羽合町	八頭郡郡家町大字西御門船岡町隼停車場	岩美郡国府町大字奥谷鳥取市正蓮寺	境港市渡町余子停車場	米子市西福原後藤停車場	米子市西伯町大字福成子	大山町妻木	大山町末長淀江町	名和町名和停車場	名和町大字加茂旧奈和大字西坪	西伯郡中山町大字羽田井大字田中植松	東伯郡東伯町大字下見赤碓町

133	132	131	130	129	128	127	126
余子	弓ヶ浜	関金	小鴨	日安	安部	因幡	那岐
境港市余子停車場(境港市)	米子市弓ヶ浜停車場(米子市)	東伯郡関金町関金停車場(東伯郡関金町)	倉吉市小鴨停車場(倉吉市)	八頭郡安部停車場	八頭郡安部停車場	船岡町因幡船岡停車場	智頭町那岐停車場

142	141	140	139	138	137	136	135	134
国猪	正八	宮三	覚一	木岩	生山	法勝寺	手間	岸木
安子線	坂寺線	下寺線	寺松線	庄本線	生山	法勝寺	手間	岸木
猪ノ子	鳥取市八坂正蓮寺	岩美郡国府町大字宮ノ下	鳥取市覚寺一本松	岩美郡岩美町大字岩本	日野郡伯南町生山停車場(二国広島米子線接合点(日野郡伯南町))	主米子石見新見線接合点(西伯郡西伯町)	会見町手間停車場(西伯郡会見町)	西伯郡岸本町岸本停車場(二国岡山松江線接合点(西伯郡岸本町))

178	177	176	175	174	173	172	171	170	169	168	167
青泊	小御	船赤	岩陸	小大	福清	米岩	淀尾	赤東	倉杉	北龜	北清
絹	沢			羽羽	氷	屋		積			
谷見	見熊	岡波	井上	尾	成川	子谷	江高	東積	吉下	条谷	条谷
線	線	線	線	線	線	線	線	東積	倉	線	線
氣高郡	東伯郡	八頭郡	鳥取市	岩美郡	西伯郡	米子	西伯郡	東伯郡	吉	東伯郡	東伯郡
青谷町	泊村	用ヶ瀬	御熊	岩美町	西伯町	市	仙仙町	赤碓町	市	大栄町	北条町
	大字	大字	大字	大字	大字	大字	大字	赤碓	大字	大字	大字
	泊	赤波	井上	尾	成	屋	尾高	停車場	杉下	龜谷	清谷

附記

次の隣接県にまたがった路線の認定告示については、それぞれ県の認定期日を一致しなければならぬため追つて告示する。

鳥根県にまたがった路線

伯太岸本線、斐上伯南線、米子広瀬線、西伯伯太線、多里伯太線、本山伯太線、印賀斐上線、多里斐上線及び米子伯太線

岡山県にまたがった路線

美作智頭線、三朝湯原線大佐根雨線、加茂用瀬線、上齊原用瀬線、多里神郷線、羽出三朝線、常藤関金線、上徳山俣野江府線及び神戸ノ上新見線
兵庫県にまたがった路線
浜坂若桜線、美方若桜線及び若桜南光線整

鳥取県告示第百九十四号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)第一条の規定による移入を禁止する区域として兵庫県を指定する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂